

## 八尾市告示第178号

令和6年度労働者派遣による建築行政等実務補助業務その2について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月22日

八尾市長 山本 桂 右

### 記

#### 1 入札に付すべき事項

- (1) 業務名 令和6年度労働者派遣による建築行政等実務補助業務その2
- (2) 人数 建築技術者4名
- (3) 業務期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり。
- (5) 予定価格 20,169,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が「人材派遣」で登録されていること。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の許可を受けていること。
- (3) 労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者を選任していること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令を遵守し、派遣労働者の適正な就業条件を確保していること。
- (5) 令和4年度又は令和5年度において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と労働者派遣契約を締結し、かつ、これを履行した実績を有していること。
- (6) 公告の日から入札時までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づ

く入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

(7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていること。

### 3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認は、開札後、後記12で決定する落札候補者が提出する条件付一般競争入札参加資格審査申請書その他必要書類（以下「申請書等」という。）による事後審査で行うものとする。

(2) 入札に参加を希望する者は、本市のホームページに申請書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードした様式を用いて申請書等を作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

(3) 申請書等の提出日等については、条件付一般競争入札参加資格審査申請要領のとおり。

### 4 入札参加資格の審査及び通知

前記3(1)の事後審査において入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

### 5 入札書等

公告の日から令和6年5月14日までの間に、入札書その他の入札の参加に際し必要な書類の様式を本市のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

### 6 仕様書

公告の日から令和6年5月7日までの間に本市のホームページに仕様書を

掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

## 7 仕様書に対する質問及び回答

- (1) 仕様書に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和6年5月7日午後5時まで

イ 問合せ先 八尾市建築部住宅政策課住宅政策係

電子メールアドレス [jyutakuseisaku@city.yao.osaka.jp](mailto:jyutakuseisaku@city.yao.osaka.jp)

電話 072-924-3783（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和6年5月10日までに本市のホームページに掲載する。なお、受け付けた質問が無かった場合にはその旨を同日までに掲載する。

## 8 入札に参加することができない者

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

## 9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館1階

八尾市建築部住宅政策課住宅政策係

## 10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月14日（火）午後4時15分
- (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

## 八尾市役所本館 4 階 入札室

### 12 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、入札要領14又は入札心得第8条に定めるところにより、落札候補者とならないことがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者が申請書等を提出しない場合は、当該落札候補者は落札候補者の資格を失うものとする。

### 13 落札者の決定

落札候補者について、前記3(1)による事後審査を行い、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者として順次事後審査を行い、落札者を決定していくものとする。

### 14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

### 15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、当該落札者は落札者の資格を失うものとし、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

### 16 その他

- (1) 入札参加人数は、1事業者1人とする。
- (2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

### 17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館 1 階

八尾市建築部住宅政策課住宅政策係

電話 072-924-3783 (直通) F A X 072-924-2301